



## N P T 運用検討会議の評価

黒 澤 満

大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

### 1 はじめに

N P T(核不拡散条約)の第6回運用検討会議が、2000年4月24日より4週間にわたりニューヨークの国連本部で開催された。1995年には、「条約の運用検討プロセスの強化」と「核不拡散と核軍縮の原則と目標」に関する文書とパッケージでN P Tの無期限延長が決定された。その後の初めての運用検討会議であり、今後のモデルとなることから今回の会議は注目を集めていた。最近数年間の国際安全保障環境の悪化、特に核軍縮の進展のなさから、会議以前においては悲観的な観測がなされていたが、会議はコンセンサスで20数頁にわたる最終文書<sup>(1)</sup>を採択した。

本稿は、この会議の過程および成果を評価するものであり、特に核軍縮に関する側面を中心に検討を行う。また日本政府の行動についても検討する。

### 2 会議の進展と特徴

#### (1) 前評判と実際の成果

インドとパキスタンの核実験、S T A R Tプロセスの停滞、カットオフ条約の交渉が始まらないこと、米国上院によるC T B T批准拒否など核軍縮の側面

における逆風状態があり、国際社会全般も、N A T O拡大やN M D構想などを背景とする米国とロシアの対立、あるいは米国と中国の対立など、きわめて好ましくない状況にあったため、会議の前評判は一般的には悲観的なものであった。

しかし会議の開始とともに雰囲気は慎重だが楽観的な方向に転化していった。その理由の1つは、ロシア下院が会議直前にS T A R T II条約およびC T B Tの批准を承認したことであり、もう1つは会議の初日に補助機関の設置が決定されたことである。これは補助機関の設置に消極的であった米国の譲歩と、中東問題のみでなく地域問題に関する補助機関の設置に合意したアラブ諸国の譲歩があったからであり、会議議長の前工作があったからである。

会議前においては、いかなる文書を採択すべきかという議論があり、過去5年間の評価と今後5年間のとるべき措置につき、1つの文書か2つの文書かという議論もあったが、会議は両方にわたる最終文書を採択した。これは1975年と1985年に採択されて以来のことである。その意味で今回の会議は一応成功と言えるが、文書の内容が重要であり、これは後に検討する。

さらに成功の原因と考えられるのは、議長の努力が挙げられるだろうし、さらに今回の会議の全体的な雰囲気として、NPT体制は非常に重要なものなので、それを壊すわけにはいかないという考えが各国にあったように思われる。したがって、会議は開催前に考えられていたよりも、実際には非常にうまく行ったと結論できる。

## (2) 会議の主要プレーヤー

核軍縮を実施する主体は核兵器国であるので、5核兵器国が主要プレーヤーであることには以前と違いはない。これまでそれと対立するのは非同盟諸国(NAM)であったが、今回の会議ではNAMの存在感はきわめて薄く、それに代わって新アジェンダ連合(NAC)が中心的役割を果たした。将来の核軍縮措置についても、最終的には核兵器国とNACの非公式協議で決着したところもある。

さらに今回の会議で特徴的なのは、核兵器国とNACの間で両者の妥協を図る立場から日本やオーストラリア、カナダ、さらにNATO5と呼ばれるドイツ、オランダ、ベルギー、イタリア、ノルウェーなどの中間国が活躍したことである。これら中間国はさまざまな作業文書を提出し、議論に積極的に参加し、最終文書の作成に一定の役割を果たした。

## 3 会議の構成と議論

第1週は一般演説から始まり、93国が第2週初めにかけて行った。第1週の終わりから各主要委員会が議論を開始したが、その事項は以前の会議と同様である。主要委員会 は核不拡散、核軍縮、安全保障を、主要委員会 は保障措置、非核兵器地帯

その他を、主要委員会 は原子力平和利用をそれぞれ取り扱った。

今回特徴的なのは、補助機関が作られたことで、核軍縮に関する補助機関 が主要委員会 の下に、地域問題に関する補助機関 が主要委員会 の下に設置された。補助機関 は将来の核軍縮措置について議論し、補助機関 は中東問題を含む地域問題を議論した。これらの5つのフォーラムでの議論が中心だが、さらに運用検討プロセスの強化の改善という問題が、会議議長の下で全体会合で議論された。これら6つのフォーラムにおいてそれぞれ最終文書案の作成が進められ、最終的にはそれぞれのフォーラムで合意されたものを、条約の規定順に並べ替え、整理して作られたのが最終文書である。

会議は各国による一般演説と各国が提出する作業文書を基礎に議論が進められた。第1週には、日豪作業文書<sup>(2)</sup>、NAC作業文書<sup>(3)</sup>、EU作業文書<sup>(4)</sup>、NAM作業文書<sup>(5)</sup>が提出されており、さらにNATO5作業文書<sup>(6)</sup>やカナダ作業文書<sup>(7)</sup>が提出された。

第1週での核兵器国の一般演説ではさまざまな意見の対立が見られ、核兵器国の中で意見が対立していると非核兵器国との交渉に入れないことが危惧されたが、第2週の初めには5核兵器国は共通声明<sup>(8)</sup>という形で文書を提出した。これにより主要プレーヤーのそれぞれの立場が明らかになり、その後の議論が活発に続けられた。各主要委員会および補助機関において、それぞれの議長が議論のまとめとして議長作業文書を提出し、それを基礎にさらに議論が続けられ、議長が改定した作業文書を提出するというプロセスで会議は進行していった。議論は最初に

予定された時間だけでなく、非公式協議として断続的に続けられ、深夜に及ぶこともあった。

会議の議長は一時、議長作業文書から将来に向けた措置のみを取り出す作業を開始したが、最終的には過去5年間の評価と今後5年間にとるべき措置の両方の内容を含む最終文書が採択された。

#### 4 主要な論点

##### (1) NMD / A B M条約

米国のNMD計画が今回の会議でも最も重要な問題の1つで、さまざまな議論が展開された。米国のオルブライト国務長官は、新たな脅威に対応するため、A B M条約を改正するのが当然だと発言したが、ロシア、中国、フランスは米国のNMD計画は戦略的安定性を損ない、新たな核軍備競争を引き起こし、これまでの軍備管理軍縮協定を台無しにしてしまうと非常に強い口調で非難し、A B M条約を厳守すべきであると主張した。英国もそれほど厳しいものではないが、A B M条約の厳守を要請していた。

このような対立が見られたので、会議自体がこの問題で頓挫することも懸念されたが、第2週の初日に提出された共通声明において、5核兵器国の共通の立場が示された。そこでは「A B M条約を維持しかつ強化し」という用語が用いられ、各国の合意が得られたのである。中国、ロシア、フランスなどは、A B M条約の維持という側面を強調して解釈し、米国は、改正することは強化することになるとの解釈の下に、A B M条約の強化という側面を強調して解釈しているものと考えられる。

このように、この問題は玉虫色の用語を用いることにより5核兵器国間での合意を達成することに成

功した。実際の効果は、この合意により問題が解決されたわけではなく、問題を先送りし棚上げしたのである。この問題で対立が続けば会議自体を破壊することになるので、またこの会議で解決できる問題でもないのに、棚上げにされたと考えられる。

5核兵器国間での一応の決着はこれで着いていたわけであるが、後の具体的核軍縮措置の議論において、ロシアや中国は、戦略的安定性を維持しつつといった用語の挿入を主張し続けた。これはA B M条約が改正または廃棄されると戦略的安定性が損なわれることを意味しており、間接的にA B M条約の厳守を主張し続けたのである。

##### (2) 核廃絶への約束

今回の会議に向けてN A Cの最重要な問題は、核軍縮に向けての明確な約束を核兵器国から取り付けることであった。1994年以来、日本が提案してきた「究極的目標としての核廃絶」は、当初は有益な役割を果たしたが、徐々に新鮮さを失い、究極的ということで核廃絶を遠い将来に押しやることになり、逆に核軍縮をすぐに進めなくてもよいという口実に使われることにもなっていた。

そこでN A Cは、核兵器の廃絶を達成するという核兵器国による明確な約束、および今後5年間に交渉を加速させ一定の措置をとるという明確な約束を要求していた。

それに対して5核兵器国は、核兵器の全廃および全面完全軍縮条約という究極的目標への明確な約束ということを繰り返していた。この声明に対して、N A CおよびN A M諸国は、究極的目標への明確な約束ではなく、核兵器廃絶の明確な約束を主張し、

また全面完全軍縮条約との切り離しを要求した。

この問題は最終週末までつれこみ、中国、英国、米国は比較的柔軟であったが、フランスとロシアの反対は最終日の前日まで続いた。最終的な妥協は、N A Cの主張する「核兵器の廃絶を達成するという核兵器国による明確な約束」は取り入れられたが、その後の「今後5年間に交渉を加速させ一定の措置をとる」という部分は削除され、また全面完全軍縮条約への言及は別の項を立てることとされた。

### (3) 具体的軍縮措置

今後とるべき具体的軍縮措置については、全般的には核兵器国の消極的な態度のために、画期的な措置には合意されていないし、合意自体が議長作業文書の内容からかなり薄められ、実質的には非常にレベルの低いものになっていることは否定できない。その理由の1つは、第1に取り上げたNMD / A B M条約の関係で、核兵器国間に大きな対立があり、核軍縮を進展させようという雰囲気がなく、米国と他の核兵器国が対立している状態が支配的であったからである。

もう1つは中国が非常に消極的で、特にカットオフ条約については全面的反対、透明性にも反対、警戒態勢解除にも反対といった具合に、ほとんどの核軍縮措置に反対する強硬な態度を示していた。ロシアも、戦略的安定性の維持ということをあらゆる核軍縮措置の条件としようとした。

最終文書で採択された措置については以下に個別に検討する。

### 5 今後とるべき具体的核軍縮措置

この問題は補助機関でニュージーランドのピアソンを議長として議論された。各国の一般演説があり各国の作業文書が提出され、補助機関で若干議論された後に、ピアソンは5月の初めに議長作業文書を提出し、議論がさらに進む中でそれは5回も改定された。最終的には以下の13項目に合意がみられた。

C T B Tの早期発効を達成するための署名と批准の重要性と緊急性。

C T B T発効までの核実験モラトリアム。

この2点については大きな反対もなく合意された。米国と中国がまだ批准していないので、両国に対する要請が中心となるが、米国は上院の批准拒否があったが行政府としてはあくまでも批准を追求するということを主張しており、中国もすでに全国人民代表大会に批准の承認を求めており、近いうちに批准すると述べていた。

核軍縮と核不拡散を考慮したカットオフ条約を5年以内に締結するため、軍縮会議での交渉の必要性。

カットオフ条約については、条約締結までの核分裂性物質の生産モラトリアムが当初の議長提案には含まれていたが、中国の強い反対で削除された。中国は宇宙での軍備競争の防止を優先させるべきであると主張しており、軍縮会議への要請も弱いものになっている。日本は条約の締結をできれば2003年までに、遅くとも2005年までという提案を出していたが、それよりも薄められて、条約の交渉開始から5年以内という解釈が可能ないように変更された。条約の対象としては、将来の生産禁止が中心だが、核軍縮をも考慮するという点が入っているため、

ストックパイルへの考慮も必要になるだろう。

核軍縮を取り扱うマנדートをもつ適切な補助機関の軍縮会議での設置の必要性。

これは核軍縮の交渉を行うものではなく、それを議論する場を設ける趣旨である。NAMは軍縮会議での核軍縮交渉を主張し、時間的枠組みをもつ核兵器条約の交渉をも含んでいたが、それは核兵器国の受け入れるところにならず、交渉の前段階の措置に合意がなされた。これもカットオフ条約交渉や、宇宙の軍備競争防止に関する交渉とのリンケージの問題があるので、すぐに議論が始まると予測できるものではない。

核軍縮、核その他の軍備管理・削減措置への不可逆性原則の適用。

核軍縮の不可逆性という主張が最近数年間かれるようになり、EUやNATO5の提案として出てきた。各国の一方的削減の固定化や条約履行による削減の固定化を定めるもので、原則としては一般的に容認された。ただ核兵器国は、核兵器のみならずすべての軍備管理・削減措置に拡大することを主張した。

核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な(あいまいでない)約束。

これは上述した主要論点の1つで、このような約束が合意されることにより、NACの主張が認められ、「究極的目標」よりは前進したと考えられるが、期限もなく具体的措置もない場合には、単なるスローガンに終わりかねないので、これを根拠にNAC諸国がどのような具体的要求を核兵器国に出していくかが今後の課題である。

STARTの早期発効と完全履行、およびAB

M条約を維持し強化しつつできるだけ早期のSTARTの締結。

ABM条約の維持および強化については、上述の主要論点で検討したが、全体としては、この項は核兵器国の共通声明から取られている。STARTプロセスについては、日本などはSTARTを超えたプロセスにも取り組むことを要求していたが、ロシアの反対で受け入れられなかった。

米ロ・IAEA間の3者イニシアティブの完成と実施。

NAC提案では、米ロ・IAEA間の3者イニシアティブを発展させてすべての国に適用しようというものであったが、議長は最初の部分だけを取り上げ、すでに3者間で約束されているイニシアティブを完成し実施することを要請するものとなった。これはほとんど議論なしに採択された。後半部分は第10項で取り上げられている。

すべての国の安全保障を低下させずに、すべての核兵器国による核軍縮へと導く措置。

当初他の項目と同様に独立した項目として含まれていた6つの措置が、すべての核兵器国によりとられる措置として、最後の段階で1つの項目の下に統一された。その理由の1つは、これらの具体的措置について、ロシアや中国は戦略的安定性を維持しつつといった条件を付けることを主張していたので、それらを1つにまとめて、「すべての国の安全保障を低下させずに」という文言を全体をカバーするものとして入れる方が好ましいと考えられたことである。もう1つは、NACの作業文書においては、よく似た措置が暫定措置として1つの項目の下に並べられていたことが影響している。

- 核兵器の一方的削減の一層の努力

これは日豪提案にのみ含まれていた提案であるが、ほとんど議論なしに採用された。

- 核兵器能力と第6条による諸協定の実施の透明性の増加

透明性の要求には中国が絶対反対の姿勢を貫いており、この条項については最後まで反対を主張し、会議の最終日にやっと認められたという経過がある。当初の透明性の主張は、核兵器の数や核分裂性物質のストック量などかなり具体的に提案されていたが、核兵器国が反対し、非常に抽象的な核兵器能力という用語になり、また核軍縮協定の実施についての透明性が追加された。

- 非戦略核兵器の一層の削減

非戦略核兵器の削減についてはロシアが抵抗していたが、一方的イニシアティブに基づき、全体の核削減プロセスの中で行うことで合意された。

- 核兵器システムの運用状況の一層の低下

この提案も当初はもっと具体的なもので、警戒態勢の解除や核弾頭と運搬手段の切り離しなどの措置が提案されていた。中国とロシアがこれらに強く反対し、最終的にはさまざまな解釈が可能である運用状況の低下となった。5核兵器国はその共通声明の中で、すべての核兵器の照準解除を宣言した。中国やロシアはこれで十分であると述べていたので、この条項はそのような解釈の可能性も排除していない。

- 安全保障政策における核兵器の役割の低下

ロシアの最近の軍事ドクトリンにおいて核兵器の使用の可能性が拡大されたという状況などを踏まえて、核兵器の使用の危険を排除するような安全保障政策を求める主張に対して、核兵器国およびその同

盟国は核抑止との関係で、それを受け入れることはできず、核兵器の使用の危険を最小限にするような安全保障政策における核兵器の役割の低下という文言となった。

- 核兵器廃絶プロセスへの全核兵器国の関与

米口の核削減が進むにつれて他の3核兵器国が核廃絶に向けた交渉プロセスに入ることは、原則的に反対できないことであるので、その点は早く合意されたが、いつ参加すべきかという点について、早期にという当初の案から、適切な早い時期にと変更されている。

余剰核分裂性物質をIAEA検証の下に置くための取決め。

余剰核分裂性物質をIAEAまたは他の適当な国際検証の下におくことは、多くの作業文書で提案されていたことであり、核兵器国もその共通声明で約束していたことであるので、それほど議論なく採用された。

軍縮努力の究極目標としての全面完全軍縮。

この条項は、第6項の核廃絶への明確な約束のところでの議論で明らかにしたように、核兵器国が主張していたものを別の条項として最終段階で挿入したものである。

核軍縮の進展に関する定期報告。

核軍縮の進展状況を定期的に報告するよう要請するもので、NAM提案は国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見の結論の履行についての報告を提案していたが、当初の議長案ではICJへの言及はなかった。しかし最後の段階でICJの勧告的意見を想起するという文言が挿入された。

核軍縮の検証能力の一層の開発。

この問題は英国により提起され、英国が作業文書を提出し、ほとんど議論なしに採用された。

## 6 日本の貢献

今回の会議に対して日本政府はこれまでには見られないほど積極的に関与していった。1999年の国連総会決議でこの会議の重要性に言及したのは日本決議案だけであったし、その後最終文書に含まれるべき提案の作成に着手し、会議の初日に8項目にわたる提案を行った。その内容は以下の通りである。

CTBT早期発効および発効までの核実験モラトリアム。

カットオフ条約交渉の即時開始。望ましくは2003年まで、遅くとも2005年までの交渉終了。条約発効まで兵器用核分裂性物質生産モラトリアム。

STARTの早期発効およびその完全な実施。

START交渉の早期開始および終了。STARTを超えたプロセスの継続。

核兵器国による一方的削減のための一層の努力。適当な時点における核兵器国による核軍縮交渉の開始。

核軍縮・核不拡散について可能な措置に関するジュネーブ軍縮会議における多数国間の議論。

中央アジア非核兵器地帯条約交渉の早期終了。

IAEA追加議定書の普遍化。保障措置の効果の強化および効率性の改善のための統合保障措置の早期創設。

余剰兵器用核分裂性物質処分。核軍縮の不可逆性を確保することを目的として、適切な国際的保障措置の下に、余剰兵器用および民生用核分

裂性物質を置くこと。

ここには核軍縮以外の措置も含まれているが、すでに検討したように、日本提案はほとんど最終文書に含まれている。それは、実現可能な線という判断で出された提案であったからである。また日本政府の立場として、核兵器国と対立した形ではなく、核兵器国が若干譲歩すれば可能なものという立場から出されているので、核兵器国と対立する立場からNACのような提案を期待していた人々からは失望の声が聞かれている。

また日本は今回の提案をオーストラリアとの共同提案として提出した。このことは日本の国際的な活動範囲を広める意味で適切であったと思われる。またカナダとの協力も模索したことは、今後のJAC（ジャパン・オーストラリア・カナダ）の共闘という可能性を広げることを意味しており、日本の核軍縮への関わりを強化することになる。

ただ今後の課題としては、NATO5といった諸国との共同作業も考えられるし、それを積極的に推進すべきだと考えられる。

## 7 会議の全体的な評価

1995年の前回の運用検討会議以降、核軍縮をめぐる国際環境は大幅に悪化しており、会議前の予想が一般に悲観的なものであったことから判断すれば、まず、会議がコンセンサスで最終文書を採択したことは評価できる。何らの文書も採択されない状況も予想されたし、米国なども文書が採択されなければそれでも仕方がないという態度をとっていた。

無期限延長が決定されてからの最初の会議であり、今後の会議のモデルとして重要な意味合いを持って

いたこともあり、多くの国家がNPT体制の重要性の認識からこの会議を失敗させてはならないという雰囲気があったように思われる。その意味で国際核不拡散体制は、インドとパキスタンの核実験や、イラクと北朝鮮の違反や違反疑惑で大きな挑戦を受けているが、国際社会の大多数の国家はNPTの重要性を認識しており、そのことが今回の会議が最終文書を採択できたことで一層確認されたことを示していると考えられる。

最終文書は、核不拡散体制が国際の平和と安全にとって不可欠であることを強調しており、非当事国や違反疑惑国に対する諸措置を提案しており、国際核不拡散体制の確認および強化については大きな役割を果たしている。したがって、国際核不拡散体制は今後とも国際社会の基本的な規範として尊重されていくと考えられる。

他方、国際核不拡散体制はそれ自身としては今回の会議により強化されたが、この体制の抱える差別性との関連、あるいは手段と目的との関連において、核軍縮の進展がこの体制自体の維持のためにも不可欠であると考えられる。また核不拡散は核軍縮という目的に対する手段であるとの考えからも、核軍縮の進展が重要になる。

今回の会議において、「核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束」が合意されたことは大きな進展であるが、どのようにしてこの約束を具体的に実施していくかという大きな課題が残されている。最終文書においていくつかの具体的な核軍縮措置が合意されている。内容はかなり薄められ、抽象的なものになった条項もあるが、今後5年間でこれらの措置を積極的に実施していくことが不可欠

であり、将来の核不拡散体制もそれらの実施状況に依存してくると思われる。

- 注 -

- (1) NPT/CONF.2000/28, 22 May 2000.
- (2) NPT/CONF.2000/WP.1, 24 April 2000.
- (3) NPT/CONF.2000/WP.3, 24 April 2000.
- (4) NPT/CONF.2000/MC.I/W核兵器国, 2 May 2000.
- (5) NPT/CONF.2000/18, 24 April 2000.
- (6) NPT/CONF.2000/MC.I/WP.7, 4 May 2000.
- (7) NPT/CONF.2000/MC.I/WP.4, 2 May 2000.
- (8) NPT/CONF.2000/21, 1 May 2000.

(財) 日本国際問題研究所

軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5

霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

<http://www.ijnet.or.jp/JIIA-CPDNP/>

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation, Japan Institute of International Affairs